

事業者の皆様！
準備はお済みですか？

本年(2019年)10月1日から
消費税の**軽減税率制度**が実施されます。

仕入税額控除の方式が変わります！

標準税率 **10%** と、

・飲食料品(酒類・外食を除く)
・新聞(定期購読契約された週2回以上発行されるもの)

に係る軽減税率 **8%** について

帳簿・請求書・レシート等の記載を
複数税率に対応させる必要があります。

CHECK 全ての事業者の方に関係があります！

飲食料品等の販売がない場合も、
例えば、飲食料品等の仕入がある
場合は、帳簿上、軽減税率対象で
ある旨を明記する必要があります。



レジや受発注・請求書管理システムの
導入・改修が必要となる場合があります。

CHECK 軽減税率対策補助金
が拡充されました！

中小企業・小規模事業者等の方向け
に複数税率対応レジの導入等を支援
します。ぜひご活用ください。



軽減税率制度説明会にぜひご参加ください。

全国で開催されています。日程・場所等の情報は
下記よりご確認ください。

軽減税率制度説明会

検索



軽減税率制度についてはこちら

軽減税率 国税庁

検索



軽減税率対策補助金についてはこちら

軽減税率対策補助金

検索

